

中小企業再生支援強化事業補助金交付要綱
(経営改善計画策定支援事業)

令和 6 年 4 月 1 日
商工観光労働部商工政策課

(趣旨)

第 1 条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等の経営安定化を図るため、予算で定めるところにより、事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内に主たる事業所を有する事業者であって、国が実施する「経営改善計画策定支援事業（「通常枠」に限る。）」を利用し、経営改善計画を策定するものであること。
- (2) 宮崎県中小企業融資制度の融資対象業種を営む者であること。
- (3) 県税に滞納がないこと。ただし、経営改善計画を策定する事業者であって、計画に県税の納付に関する内容が含まれる見込みがある場合は、この限りでない。
- (4) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (5) 事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) その他補助が適当でないとして知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第 3 条 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率		補助限度額
経営改善計画策定に要する経費	宮崎県信用保証協会の補助制度を利用する場合	6分の1以内	20万円
	上記以外の場合	3分の1以内	40万円

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 宮崎県中小企業活性化協議会が発行する「経営改善計画策定支援に係る利用申請受理の通知」の写し
- (2) 宮崎県中小企業活性化協議会に提出した申請者概要書の写し
- (3) 履歴事項全部証明書又は事業所が県内に存することを証する書類の写し
- (4) 第2条第3号に係る納税証明書(県税に滞納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (5) 第2条第4号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (6) 誓約書(別記様式第4号)

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業(第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。)の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20パーセント以内の増減とする。

(計画変更・中止又は廃止の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書(別記様式第5号)
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき 補助事業遂行困難等報告書(別記様式第6号)及び補助事業の遂行状況を記載した書類

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、補助金精算払請求書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
 - (2) 収支決算書(別記様式第2号)
 - (3) 宮崎県中小企業活性化協議会が発行する経営改善計画策定費用支払通知書の写し
 - (4) 宮崎県信用保証協会が発行する補助金交付における承諾通知書の写し
 - (5) 経営革新等支援機関への費用の支払いを証する書面の写し
 - (6) 経営改善計画書のうち県税の納付に関する箇所の写し(補助金等交付申請書に第2条第3号に係る納税証明書を添付していない場合のみ)
- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
 - 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1

部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る中小企業再生支援強化事業補助金（経営改善計画策定支援事業）から適用する。

別記

様式第1号（第5条、第11条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的（成果）

2 事業の内容

3 経費の配分

（単位：円）

区 分	補助事業に 要する（要 した）経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		県費 補助金 (A)	中小企業活 性化協議会 補助金 (B)	信用保証 協会 補助金 (C)	その他 (D)	
計						

4 事業完了（予定）年月日

様式第2号（第5条、第11条関係）

収支予算（決算）書

1 収入 (単位：円)

区 分	収入細区分	金 額
補助金	中小企業再生支援強化事業補助金	
	中小企業活性化協議会補助金	
	信用保証協会補助金	
その他	自己資金	
計		

2 支出 (単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				備 考
		県費 補助金 (A)	中小企業活 性化協議会 補助金 (B)	信用保証 協会補助金 (C)	その他 (D)	
計						

宮崎県知事 殿

所在地
名称
代表者職・氏名

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号： _____

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

宮崎県知事 殿

所在地
名称
代表者職・氏名

誓約書

私は、 年度中小企業再生支援強化事業補助金交付申請を行うに当たり、
次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当する
ものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのい
ずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第
77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
 名称
 代表者職・氏名

年度中小企業再生支援強化事業補助金に係る補助事業の内容
 （経費配分）の変更承認申請書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定のあった標記補助事業について、
 下記のとおり計画を変更したいので、中小企業再生支援強化事業補助金交付要綱（経
 営改善計画策定支援事業）第9条の規定により承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び負担区分

（単位：円）

区 分	補助事業に 要する経費 (A+B+C+D)		負 担 区 分								
			補助金申請額 (A)		中小企業活性化 協議会補助金 (B)		信用保証協会 補助金 (C)		その他 (D)		
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
計											

年 月 日

宮崎県知事 殿

所 在 地
名 称
代表者職・氏名

年度中小企業再生支援強化事業補助金に係る補助事業遂行困難
等報告書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定のあった標記補助事業について、下記の理由により補助事業の遂行が困難となっているので、中小企業再生支援強化事業補助金交付要綱（経営改善計画策定支援事業）第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 中止（廃止）の理由
2. 補助事業が予定期間内に完了しない理由
3. 補助事業の遂行が困難となった理由

※上記1から3で当てはまる事項を選択し、理由を記載すること。

宮崎県知事

殿

所 在 地
名 称
代表者職・氏名
担 当 者 氏 名
連 絡 先

補助金精算払請求書

年 月 日付け（文書番号）で交付額の確定があった 年度中小企業再生支援強化事業補助金について、下記金額を交付されるよう中小企業再生支援強化事業補助金交付要綱（経営改善計画策定支援事業）第10条第2項の規定により請求します。

記

請 求 額 円

振込先	金融機関名・支店名：
	預 金 種 類：
	口 座 番 号：
	口 座 名 義：

年 月 日

宮崎県知事 殿

所 在 地
名 称
代表者職・氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け（文書番号）により交付決定通知のあった中小企業再生支援強化事業補助金について、中小企業再生支援強化事業補助金交付要綱（経営改善計画策定支援事業）第 11 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第 15 条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け（文書番号）による確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（上記 3－上記 2） | 金 | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。